

第 一 号 議 案

令和3年度収支決算報告及び監査報告

自 令和3年4月1日

至 令和4年3月31日

令和3年度決算の概要

本協会は公益法人会計基準に基づき、公益目的事業会計（公益目的事業の7事業）、収益事業等会計（会員に対する支援事業）、法人会計（看護職能団体としての法人運営費）の3会計に区分している。

経常収益

経常収益の総額は、265,641,873円で、収入の内訳は以下のとおり。

会費収入について

会費収入は、会員数3,788名、新規入会516名で19,972,000円

事業収入について

事業収益は、受講料等収入や訪問看護ステーション事業収入等で、228,232,365円

補助金等収入について

補助金等収入は、川崎市からのナーシングセンター事業運営費等で、13,452,000円

寄付金収入

寄付金収入は、公益財団法人川崎市看護師養成確保事業団の解散における残余財産の寄付及び訪問看護ステーション元ご利用者ご家族からの汎用超音波画像診断装置のご寄付で3,040,807円 内訳は別表のとおり

雑収入について

雑収入は、利息収入とその他雑収入で、944,701円

経常費用

経常費用の総額は、264,911,620円で、会計別支出については以下のとおり。

公益目的事業会計

下記7事業の実施に要する経費で、支出額は255,361,327円。経常費用の96.4%を占める。

- 1 市民への保健・医療・福祉サービスの推進事業
- 2 看護の専門性の確立と生涯学習の支援事業
- 3 医療・看護安全対策に関する事業
- 4 地域医療・看護活動の推進と拡充に関する事業
- 5 看護職の就業・継続促進事業
- 6 川崎市ナーシングセンター事業
- 7 協会立訪問看護ステーション事業

収益事業等会計

会員に対する支援事業費で、協会ニュース発行等の事業を実施した。

新春交流会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。支出額は、1,931,635円。

法人会計

看護職能団体としての法人運営費で、理事会や総会等事業を実施した。支出額は、7,618,658円。

経常外増減額

訪問看護ステーションで使用の軽自動車買い替えによる旧車両下取り売却益等として51,897円の収入があった。

当期正味財産増減額

収益から費用を差し引いた当期正味財産増減額は、782,150円であった。

令和3年度決算構成

(単位：円)

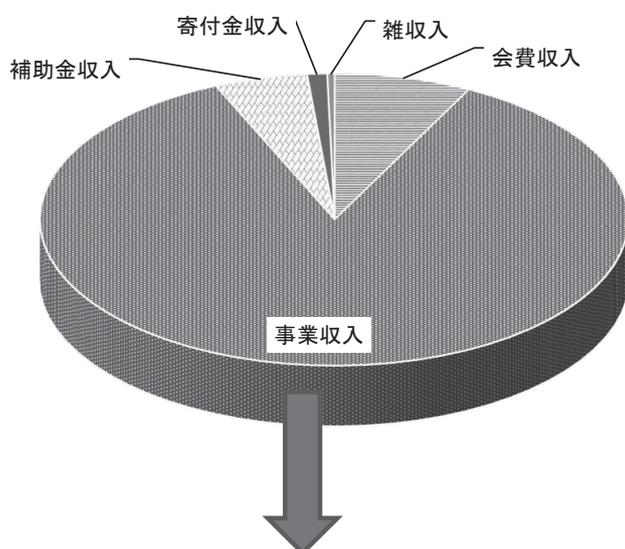
科 目	決 算 額	備 考
経常収益		
会費収入	19,972,000	入会金・年会費
事業収入	228,232,365	研修等受託収益・訪問看護事業収益等
補助金等収入	13,452,000	川崎市補助金、新型コロナ緊急包括支援交付金等
寄付金収入	3,040,807	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として
雑収入	944,701	利息、他雑収入
経常収益計	265,641,873	
経常費用		
公益目的事業会計	255,361,327	公益目的7事業等
収益事業等会計	1,931,635	協会ニュース発行等
法人会計	7,618,658	理事会・総会等
経常費用計	264,911,620	
当期経常増減額	730,253	
経常外収支	51,897	車両売却益
当期正味財産増減額	782,150	
正味財産期首残高	227,678,223	
正味財産期末残高	228,460,373	

決算構成比率(収入)

経常収益の収入内訳

(単位:円)

科目名	合計	公益会計	収益等会計	法人会計	構成比率
会費収入	19,972,000	9,986,000	1,730,000	8,256,000	7.5%
事業収入	228,232,365	228,232,365			85.9%
補助金収入	13,452,000	13,452,000			5.1%
寄付金収入	3,040,807	3,040,807			1.1%
雑収入	944,701	688,050	201,635	55,016	0.4%
経常収益計	265,641,873	255,399,222	1,931,635	8,311,016	100.0%



事業収入の内訳

(単位:円)

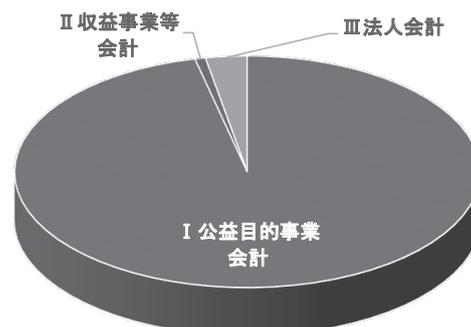
科目名	合計	公益会計	収益等会計	法人会計	構成比率
受講料等収入	1,787,330	1,787,330			0.8%
研修事業等受託収入	16,093,526	16,093,526			7.1%
ナーシングセンター 管理運営受託収入	1,454,000	1,454,000			0.6%
訪問看護事業収入	202,524,933	202,524,933			88.7%
居宅介護支援事業収入	6,372,576	6,372,576			2.8%
事業収入計	228,232,365	228,232,365	0	0	100.0%

決算構成比率(支出)

経常費用支出内訳

(単位:円)

会計区分	金額	構成比率
I 公益目的事業会計	255,361,327	96.39%
I-1 市民への保健・医療・福祉サービスの推進事業費	16,320,187	6.16%
I-2 看護の専門性の確立と生涯学習の支援事業費	1,768,542	0.67%
I-3 医療・看護安全対策に向けた取り組みに関する事業費	177,465	0.07%
I-4 地域看護活動の推進と拡充に関する事業費	1,676,803	0.63%
I-5 看護職の就業・継続促進事業費	432,302	0.16%
I-6 川崎市ナースングセンターの管理運営費	1,544,708	0.58%
I-7 協会立訪問看護ステーション事業運営費	210,206,191	79.35%
I-共 公益目的事業共通経費(事務局運営費用)	23,235,129	8.77%
II 収益事業等会計	1,931,635	0.73%
II-1 広報活動事業費	887,047	0.33%
II-2 新春交流会事業費	12,250	0.01%
II-3 会員交流会事業費	12,874	0.01%
II-4 入会パンフレット印刷費	47,318	0.02%
II-共 収益等事業共通経費(事務局運営費用)	972,146	0.36%
III 法人会計	7,618,658	2.88%
III-1 総会費	354,268	0.13%
III-2 理事会・委員会費	564,986	0.21%
III-3 医療関係団体連絡費	0	0%
III-共 法人会計共通経費(事務局運営費用)	6,699,404	2.53%
経常費用計	264,911,620	100%



貸借対照表

令和4年3月31日現在

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	153,941,667	157,913,303	△ 3,971,636
現 金	778,211	574,766	203,445
普通預金	90,056,767	97,211,424	△ 7,154,657
定期預金	40,115,216	40,114,414	802
通常貯金	4,218,958	3,071,170	1,147,788
振替貯金	18,772,515	16,941,529	1,830,986
未収金	33,560,723	37,468,171	△ 3,907,448
立替金	19,940		19,940
流動資産合計	187,522,330	195,381,474	△ 7,859,144
2 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産	2,000,000	2,000,000	0
基本財産合計	2,000,000	2,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	26,991,880	30,777,950	△ 3,786,070
施設取得資金積立資産	50,785,711	47,714,282	3,071,429
訪問看護ステーション業務ITC化準備資金	3,000,000		3,000,000
特定資産合計	80,777,591	78,492,232	2,285,359
(3) その他固定資産			
車両運搬具	5,281,289	3,268,279	2,013,010
什器備品	30,373	38,028	△ 7,655
敷 金	139,000	139,000	0
保証金	720,000	720,000	0
リサイクル預託金	73,140	52,570	20,570
その他固定資産合計	6,243,802	4,217,877	2,025,925
固定資産合計	89,021,393	84,710,109	4,311,284
資産合計	276,543,723	280,091,583	△ 3,547,860
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	2,802,700	2,322,062	480,638
前受金	16,053,000	17,110,125	△ 1,057,125
預り金	2,235,770	2,203,223	32,547
流動負債合計	21,091,470	21,635,410	△ 543,940
2 固定負債			
退職給付引当金	26,991,880	30,777,950	△ 3,786,070
固定負債合計	26,991,880	30,777,950	△ 3,786,070
負債合計	48,083,350	52,413,360	△ 4,330,010
III 正味財産の部			
1 指定正味財産	0	0	0
2 一般正味財産	228,460,373	227,678,223	782,150
正味財産合計	228,460,373	227,678,223	782,150
負債及び正味財産合計	276,543,723	280,091,583	△ 3,547,860

財 産 目 録

(令和4年3月31日現在)

単位:円

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
I 資産の部			
(流動資産)			
現金 預金 未収金 立替金	現金手元有高	運転資金	778,211
	普通預金 横浜銀行 武蔵小杉支店	運転資金	69,299,047
	セレサ川崎農業協同組合 小杉支店	運転資金(給与振込口座)	17,729,996
	小杉支店	運転資金(災害支援基金)	3,000,058
	川崎信用金庫 武蔵小杉支店	運転資金	27,666
	定期預金 セレサ川崎農業協同組合 小杉支店	運転資金	40,115,216
	通常預金 ゆうちょ銀行	運転資金	4,218,958
	振替預金 ゆうちょ銀行	令和4年度会費前受金等 事業収入未収入分	18,772,515 33,560,723
		職員健診オプション自己負担分立替	19,940
	流動資産合計		
(固定資産)			
(1) 基本財産			
	基本財産 ゆうちょ銀行定期預金	基本財産として管理されている預金	2,000,000
	基本財産合計		2,000,000
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	横浜銀行武蔵小杉支店普通預金	職員17名に対する退職金の支払いに備えたもの	26,991,880
施設取得資金積立資産	セレサ川崎農業協同組合 小杉支店定期預金 川崎信用金庫 武蔵小杉支店定期預金	向丘及び南部訪問看護ステーション事務所取得資金として管理されている預金 11,500,000円 向丘及び南部訪問看護ステーション事務所取得資金として管理されている預金 39,285,711円	50,785,711
訪問看護ステーション業務 ITC化準備資金	横浜銀行 普通預金	令和4年度でITC化実施のための初期費用として	3,000,000
	特定資産合計		80,777,591
(3) その他固定資産			
車両運搬具	訪問看護事業に使用 12台 居宅介護支援事業・事務局で使用 1台	公益目的使用100% 公益目的使用75.6%、管理目的使用24.4%	4,592,108 689,181
什器備品	訪問看護用備品等として使用している書庫等 事務局金庫	公益目的使用100% 管理目的使用100%	18,696 11,677
敷金	川崎市宮前区平1-1-35 アイレックス宮前	向丘訪問看護ステーション事務所 公益目的使用100%	139,000
保証金	川崎市川崎区宮前町4-8 志田ビル	かわさき南部訪問看護ステーション事務所 公益目的使用100%	720,000
リサイクル預託金	自動車リサイクル促進センター等 //	訪問看護ステーションで使用の車両11台分 公益目的使用100% 居宅介護支援事業・事務局で使用 1台 公益目的使用75.6%、管理目的使用24.4%	65,630 7,510
	その他固定資産合計		6,243,802
固定資産合計			89,021,393
資産合計			276,543,723
II 負債の部			
(流動負債)			
未払金 前受金 預り金	アイエムエス有限会社	自動車購入代金	1,430,000
	株式会社ジェームス神奈川	自動車購入代金	1,310,000
	東横システム株式会社	研修事業サポート代金等	49,940
	理事・委員	旅費交通費	12,760
	会員163件	翌事業年度の会費等	16,053,000
	職員他	源泉所得税	1,195,354
	職員	社会保険3月期末手当分	539,941
	職員	雇用保険料	500,475
流動負債合計			21,091,470
(固定負債)			
退職給付引当金	職員に対するもの	職員17名に対する退職金の支払いに備えたもの	26,991,880
固定負債合計			26,991,880
負債合計			48,083,350
正味財産			228,460,373
負債及び正味財産合計			276,543,723

正味財産増減計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日 まで)

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
会費収入	19,972,000	20,703,000	△ 731,000
会費収入	18,940,000	19,535,000	△ 595,000
入会金収入	1,032,000	1,168,000	△ 136,000
事業収入	228,232,365	232,166,339	△ 3,933,974
受講料等収入	1,787,330	1,786,330	1,000
研修事業等受託収入	16,093,526	8,706,551	7,386,975
川崎市ナーシングセンター管理運営受託収入	1,454,000	1,449,000	5,000
訪問看護事業収入	202,524,933	212,664,716	△ 10,139,783
居宅介護支援事業収入	6,372,576	7,559,742	△ 1,187,166
補助金等収入	13,452,000	18,217,060	△ 4,765,060
川崎市補助金等	12,505,000	12,377,060	127,940
看護フェスタ助成金等	100,000	100,000	0
訪問看護・居宅介護支援事業所助成金等	847,000	5,740,000	△ 4,893,000
寄付金収入	3,040,807	1,166,000	1,874,807
寄付金収入	3,040,807	1,166,000	1,874,807
雑 収 入	944,701	582,431	362,270
利息収入	3,130	11,106	△ 7,976
その他雑収入	941,571	571,325	370,246
経 常 収 益 計	265,641,873	272,834,830	△ 7,192,957
(2) 経常費用			
事業費	257,292,962	248,100,915	9,192,047
役員報酬	2,504,160	2,504,160	0
給料手当	169,450,011	176,097,254	△ 6,647,243
退職給付費用	10,262,138	3,655,220	6,606,918
福利厚生費	25,386,826	26,223,785	△ 836,959
旅費交通費	582,578	589,589	△ 7,011
通信運搬費	3,088,915	3,345,267	△ 256,352
減価償却費	1,627,670	867,070	760,600
消耗什器備品費	3,932,978	2,722,494	1,210,484
消耗品費	3,474,295	4,357,836	△ 883,541
修繕費	1,088,108	862,054	226,054
印刷製本費	2,261,154	2,877,884	△ 616,730
燃料費	468,275	392,554	75,721
光熱水料費	1,629,972	1,522,861	107,111
賃借料	15,523,091	15,314,378	208,713
保険料	1,001,882	836,845	165,037
諸謝金	11,494,832	2,392,461	9,102,371
租税公課	122,380	122,545	△ 165
出席負担金	172,500	0	172,500
委託費	2,007,486	1,913,086	94,400
手数料	839,555	838,317	1,238
広告宣伝費	99,000	200,200	△ 101,200
雑費	275,156	465,055	△ 189,899

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
管理費	7,618,658	7,221,640	397,018
役員報酬	1,975,440	1,754,440	221,000
給料手当	3,349,699	3,780,422	△ 430,723
退職給付費用	267,492	8,910	258,582
福利厚生費	546,283	617,724	△ 71,441
会議費	33,625	21,853	11,772
旅費交通費	162,250	94,471	67,779
通信運搬費	42,213	63,151	△ 20,938
減価償却費	85,382	29,834	55,548
消耗什器備品費	0	3,596	△ 3,596
消耗品費	156,785	47,585	109,200
修繕費	4,635	188	4,447
印刷製本費	291,856	213,399	78,457
燃料費	8,115	554	7,561
光熱水料費	0	29,495	△ 29,495
賃借料	76,153	67,844	8,309
保険料	24,402	66,540	△ 42,138
諸謝金	24,000	0	24,000
租税公課	1,220	855	365
委託費	418,087	267,944	150,143
手数料	90,216	17,519	72,697
雑費	60,805	135,316	△ 74,511
経常費用計	264,911,620	255,322,555	9,589,065
評価損益等調整前当期経常増減額	730,253	17,512,275	△ 16,782,022
基本財産評価損益等			
特定資産評価損益等			
投資有価証券評価損益等			
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	730,253	17,512,275	△ 16,782,022
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益			
車両運搬具売却益	51,898	0	51,898
経常外収益計	51,898	0	51,898
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	1	0	1
経常外費用計	1	0	1
当期経常外増減額	51,897	0	51,897
他会計振替前 当期一般正味財産増減額	782,150	17,512,275	△ 16,730,125
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	782,150	17,512,275	△ 16,730,125
一般正味財産期首残高	227,678,223	210,165,948	17,512,275
一般正味財産期末残高	228,460,373	227,678,223	782,150
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	228,460,373	227,678,223	782,150

正味財産増減計算書内訳表

(令和3年4月1日から令和4年3月31日 まで)

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
会費収入	9,986,000	1,730,000	8,256,000	19,972,000
会費収入	9,470,000	1,640,000	7,830,000	18,940,000
入会金収入	516,000	90,000	426,000	1,032,000
事業収入	228,232,365			228,232,365
受講料等収入	1,787,330			1,787,330
研修事業等受託収入	16,093,526			16,093,526
川崎市ナースिंगセンター 管理運営受託収入	1,454,000			1,454,000
訪問看護事業収入	202,524,933			202,524,933
居宅介護支援事業収入	6,372,576			6,372,576
補助金等収入	13,452,000			13,452,000
川崎市補助金収入	12,505,000			12,505,000
看護フェスタ助成金収入	100,000			100,000
訪問看護・居宅介護支援事業所助成金等	847,000			847,000
寄付金収入	3,040,807			3,040,807
寄付金収入	3,040,807			3,040,807
雑 収 入	688,050	201,635	55,016	944,701
利息収入	1,549	635	946	3,130
その他雑収入	686,501	201,000	54,070	941,571
経 常 収 益 計	255,399,222	1,931,635	8,311,016	265,641,873
(2) 経常費用				
事業費	255,361,327	1,931,635		257,292,962
役員報酬	2,378,952	125,208		2,504,160
給料手当	168,746,293	703,718		169,450,011
退職給付費用	10,262,138			10,262,138
福利厚生費	25,279,416	107,410		25,386,826
旅費交通費	510,673	71,905		582,578
通信運搬費	2,993,146	95,769		3,088,915
減価償却費	1,627,670			1,627,670
消耗什器備品費	3,932,978			3,932,978
消耗品費	3,466,704	7,591		3,474,295
修繕費	1,088,108			1,088,108
印刷製本費	1,588,760	672,394		2,261,154
燃料費	468,275			468,275
光熱水料費	1,629,972			1,629,972
賃借料	15,511,345	11,746		15,523,091
保険料	1,001,882			1,001,882
諸謝金	11,482,460	12,372		11,494,832
租税公課	112,380	10,000		122,380
出席負担金	172,500			172,500
委託費	2,006,284	1,202		2,007,486
手数料	836,235	3,320		839,555
広告宣伝費		99,000		99,000
雑費	265,156	10,000		275,156

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
管理費			7,618,658	7,618,658
役員報酬			1,975,440	1,975,440
給料手当			3,349,699	3,349,699
退職給付費用			267,492	267,492
福利厚生費			546,283	546,283
会議費			33,625	33,625
旅費交通費			162,250	162,250
通信運搬費			42,213	42,213
減価償却費			85,382	85,382
消耗品費			156,785	156,785
修繕費			4,635	4,635
印刷製本費			291,856	291,856
燃料費			8,115	8,115
賃借料			76,153	76,153
保険料			24,402	24,402
諸謝金			24,000	24,000
租税公課			1,220	1,220
委託費			418,087	418,087
手数料			90,216	90,216
雑費			60,805	60,805
経常費用計	255,361,327	1,931,635	7,618,658	264,911,620
評価損益等調整前当期経常増減額	37,895	0	692,358	730,253
基本財産評価損益等				
特定資産評価損益等				
投資有価証券評価損益等				
評価損益等計	0	0	0	0
当期経常増減額	37,895	0	692,358	730,253
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
固定資産売却益				
車両運搬具売却益	51,898	0	0	51,898
経常外収益計	51,898	0	0	51,898
(2) 経常外費用				
固定資産除却損	1	0	0	1
固定資産除却損	1	0	0	1
経常外費用計	1	0	0	1
当期経常外増減額	51,897	0	0	51,897
他会計振替前 当期一般正味財産増減額	89,792	0	692,358	782,150
他会計振替額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	89,792	0	692,358	782,150
一般正味財産期首残高				227,678,223
一般正味財産期末残高				228,460,373
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額				0
指定正味財産期首残高				0
指定正味財産期末残高				0
III 正味財産期末残高				228,460,373

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

ア 車両運搬具及び什器備品
定率法によっている。

(2) 引当金の計上基準

ア 退職給付引当金
当事業年度末における退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上している。

(3) リース物件の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっている。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込み方式によっている。

2 会計方針の変更

該当なし

3 基本財産及び特定資産の増減額並びにその残高

基本財産及び特定資産の増減額並びにその残高は、次のとおりである。

(円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本財産	2,000,000	0	0	2,000,000
小 計	2,000,000	0	0	2,000,000
特定資産				
退職給与引当資産	30,777,950	10,529,630	14,315,700	26,991,880
施設取得資金積立資産	47,714,282	3,071,429	0	50,785,711
小 計	78,492,232	13,601,059	14,315,700	77,777,591
合 計	80,492,232	13,601,059	14,315,700	79,777,591

4 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
基本財産	2,000,000	(0)	(2,000,000)	(0)
小 計	2,000,000	(0)	(2,000,000)	(0)
特定資産				
退職給与引当資産	26,991,880	(0)	(26,991,880)	(26,991,880)
施設取得資金積立資産	50,785,711	(0)	(50,785,711)	(0)
小 計	77,777,591	(0)	(77,777,591)	(26,991,880)
合 計	79,777,591	(0)	(79,777,591)	(26,991,880)

5 担保に供している資産

該当なし

6 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車 両 運 搬 具	12,395,781	7,114,492	5,281,289
什 器 備 品	2,752,470	2,722,097	30,373
合 計	15,148,251	9,836,589	5,311,662

7 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は、次のとおりである。

(円)

科 目	債権金額	貸倒引当金の 当期末残高	債 権 の 当期末残高
未 収 金	33,560,723	0	33,560,723
合 計	33,560,723	0	33,560,723

8 保証債務等の偶発債務

該当なし

9 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

10 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上 の記載区分
補助金						
ナーシングセンター運営費 補助金	川崎市長	0	11,147,000	11,147,000	0	一般正味財産
災害時医療救護補助金	川崎市長	0	1,358,000	1,358,000	0	一般正味財産
委託料						
ナーシングセンター管理 委託料	川崎市長	0	1,454,000	1,454,000	0	一般正味財産
看護技術支援事業 研修委託料	川崎市長	0	698,450	698,450	0	一般正味財産
訪問看護師養成事業 委託料	川崎市長	0	1,037,300	1,037,300	0	一般正味財産

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
両親学級事業委託料	川崎市長	0	1,439,100	1,439,100	0	一般正味財産
不妊専門相談センター事業委託料	川崎市長	0	693,611	693,611	0	一般正味財産
新型コロナウイルス感染症サポート業務の一部委託	川崎市長	0	12,225,065	12,225,065	0	一般正味財産
助成金等						
新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金	厚生労働大臣		577,000	577,000	0	一般正味財産
新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金	厚生労働大臣		207,000	207,000	0	一般正味財産
両立支援助成金	雇用環境・均等局長		63,000	63,000	0	一般正味財産
合 計		0	30,899,526	30,899,526	0	

11 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

該当なし

12 関連当事者との取引の内容

該当なし

13 重要な後発事象

該当なし

寄 付 内 訳 表

受領年月日	寄付者	寄付金額・物品	備考
令和3年9月13日	公益財団法人川崎市看護師養成確保事業団	解散における残余財産のご寄付 2,647,007円	現金
令和3年11月5日	訪問看護ステーション井田元利用者のご家族様	汎用超音波画像診断装置のご寄付 393,800円	物品

監 査 報 告 書

公益社団法人川崎市看護協会
会 長 堀 田 彰 恵 様

令和 4 年 5 月 10 日

監事 小林 隆 

監事 倉岡 圭子 

私たち監事は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

監 査 報 告 書

公益社団法人川崎市看護協会
会 長 堀 田 彰 恵 様

令和4年5月9日

志村税務会計事務所
税理士

志村晴夫 

公益社団法人川崎市看護協会の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度の計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について監査を実施いたしました。その方法及び結果について次のとおり報告いたします。

1 監査方法及びその内容

会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

第 二 号 議 案

定款の一部改正（案）

公益社団法人川崎市看護協会定款の一部改正（案）について

【改正の趣旨】

- ・令和4年度から新規に受諾する休日（夜間）急患診療所看護管理業務を事業として位置づける。
- ・看護職が入会しやすい環境を整えるため入会金を廃止する。
- ・神奈川県立入り検査での指摘事項等、公益法人として適正な運営に向け、所要の整備を行う。

【改正内容】

(事業)	第4条に(7)川崎市休日(夜間)急患診療所看護管理事業を追加	
(入会金及び会費)	第7条	条文から「入会金」を削除
(会員の資格の喪失)	第10条(3)条文から「解散したとき」を削除	⇒会員は個人会員のみで法人会員がいないため
(権限)	第13条(5)条文から「附属明細書」を削除	⇒総会での承認は不要
(招集)	第15条3	} 委任状、議決権行使書について、法律を踏まえた 適切な取扱いとなるよう文言修正
(総会における書面表決等)	第19条	
(役員を選任)	第24条	「監事2名の内1名」については正会員以外から選任となっていたものを「監事が2名のときは、その内1名」に修正 ⇒監事定数は「2名以内」となっており、1名の時に会員以外の監事しかいないことになるため
(理事の職務及び権限)	第26条3	副会長の職務及び権限内容の修正 ⇒副会長は代表理事ではなく、代表理事(会長)の職務代行はできないため
	第26条5	職務執行状況報告回数を、法律上最小回数としておく修正
(役員任期)	第28条3	再任制限の表記方法を修正
	第28条4	理事を増員した場合を想定し、任期の短縮規定を追記
(役員報酬)	第30条	理事会承認済み事項 定款改正漏れへの対応
(招集)	第34条3	理事会の招集通知について法律の記載に合わせる
(議長)	第35条2	法律の記載に合わせる
(定足数)	第36条	} 決議要件(過半数出席、過半数賛成)と整合性が取れない ので、過半数出席とする
	第37条	
(資産の構成)	第41条	} 現在では不要なため削除
(資産の管理)	第42条	
(事業計画及び収支予算)	第44条	事業計画等の承認期限の設定を削除し、一般的な文言に修正
(事業報告及び収支決算)	第45条	各附属明細書は、総会への報告・承認は不要なため第5号を削除

定款 新旧対照表 (案)

新	旧
<p>第2章 目的及び事業 (事業)</p> <p>第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。</p> <p>(1) 保健・医療・福祉に関する知識の普及・啓発、相談及び指導に関する事業</p> <p>(2) 看護職員の資質の向上を図るための研修及び充足確保に関する事業</p> <p>(3) 在宅療養者等のための訪問看護事業、介護予防訪問看護事業及び居宅介護支援事業</p> <p>(4) 災害時等における救護に関する事業</p> <p>(5) 学生、社会人に対する看護に関する進路相談事業</p> <p>(6) 川崎市ナーシングセンター管理運営事業</p> <p>(7) 川崎市休日(夜間)急患診療所看護管理事業</p> <p>(8) その他本協会の目的を達成するために必要な事業</p> <p>第3章 会員 (会費)</p> <p>第7条 正会員は、本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、<u>会費を毎年度、総会において別に定める額を納入しなければならない。</u></p> <p>(会員資格の喪失)</p> <p>第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 第7条に定める当該年度の会費が未払いのとき。</p> <p>(2) 総正会員が同意したとき。</p> <p>(3) 死亡又は失踪宣告を受けたとき。</p> <p>第4章 総会 (権限) 総会は、次の事項について決議する。</p>	<p>第2章 目的及び事業 (事業)</p> <p>第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。</p> <p>(1) 保健・医療・福祉に関する知識の普及・啓発、相談及び指導に関する事業</p> <p>(2) 看護職員の資質の向上を図るための研修及び充足確保に関する事業</p> <p>(3) 在宅療養者等のための訪問看護事業、介護予防訪問看護事業及び居宅介護支援事業</p> <p>(4) 災害時等における救護に関する事業</p> <p>(5) 学生、社会人に対する看護に関する進路相談事業</p> <p>(6) 川崎市ナーシングセンター管理運営事業</p> <p>(7) <u>その他本協会の目的を達成するために必要な事業</u></p> <p>第3章 会員 (入会金及び会費)</p> <p>第7条 正会員は、本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、<u>入会金は正会員になった時及び会費は毎年度、総会において別に定める額を納入しなければならない。</u></p> <p>(会員資格の喪失)</p> <p>第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 第7条に定める当該年度の会費が未払いのとき。</p> <p>(2) 総正会員が同意したとき。</p> <p>(3) 死亡若しくは失踪宣告を受けたとき又は<u>解散したとき。</u></p> <p>第4章 総会 (権限) 総会は、次の事項について決議する。</p>

新	旧
<p>(1) 定款の変更 (2) 理事及び監事の選任又は解任 (3) 理事及び監事の報酬等の額 (4) 会員の除名 (5) <u>貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認</u> (6) 解散及び残余財産の処分 (7) その他総会で決議する藻として法令又はこの定款で定められた事項 (招集)</p> <p>第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。</p> <p>2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。</p> <p>3 総会を招集する場合には、会長は、正会員に対し、総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日を<u>7日前までに書面をもって通知しなければならない。但し、第19条第2項に規定する議決権行使の方法を定めた場合には、総会の14日前までに通知を発しなければならない。</u> (総会における書面表決等)</p> <p>第19条 <u>正会員は、他の正会員を代理人として、議決権を代理行使させることができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を本協会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>理事会において、正会員が書面又は電磁的方法により議決権を行使することができることを定めた時は、正会員は議決行使書面をもって議決権を行使することができる。</u></p> <p>第5章 役員等 (役員を選任)</p> <p>第24条 理事及び監事は、総会の決議により正</p>	<p>(1) 定款の変更 (2) 理事及び監事の選任又は解任 (3) 理事及び監事の報酬等の額 (4) 会員の除名 (5) <u>貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認</u> (6) 解散及び残余財産の処分 (7) その他総会で決議する藻として法令又はこの定款で定められた事項 (招集)</p> <p>第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。</p> <p>2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。</p> <p>3 総会を招集する場合には、会長は、正会員に対し、総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日を<u>14日前までに文書をもって通知しなければならない。</u></p> <p>(総会における書面表決等)</p> <p>第19条 <u>総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</u></p> <p>第5章 役員等 (役員を選任)</p> <p>第24条 理事及び監事は、総会の決議により正</p>

新	旧
<p>会員のうちから選任する。ただし、<u>監事が2名のときは、その内1名については、正会員以外から選任する。</u></p>	<p>会員のうちから選任する。ただし、<u>監事2名の内1名については、正会員以外から選任する。</u></p>
<p>(理事の職務及び権限)</p>	<p>(理事の職務及び権限)</p>
<p>第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p>	<p>第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p>
<p>2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。</p>	<p>2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。</p>
<p>3 副会長は、会長を補佐して、<u>本協会の業務を分担執行する。</u></p>	<p>3 副会長は、会長を補佐して、<u>本協会の業務を執行し、会長があらかじめ理事会の決議を経て</u></p>
<p>4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を執行する。</p>	<p><u>定めた順序により、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その業務執行に係る職務</u></p>
<p>5 会長、副会長及び常務理事は、<u>毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</u></p>	<p><u>を代行する。</u></p> <p>4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を執行する。</p> <p>5 会長、副会長及び常務理事は<u>3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</u></p>
<p>(役員任期)</p>	<p>(役員任期)</p>
<p>第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。</p>	<p>第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。</p>
<p>2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。</p>	<p>2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。</p>
<p>3 第1項の規定にかかわらず、<u>会長、副会長及び常務理事は、同一の役職に連続3回（常務理事については4回）を超えて就任することができない。</u></p>	<p>3 第1項の規定にかかわらず、<u>理事は、同一職に引き続き就任するときは選任後6年（常務理事については8年）以内に終了する事業年度の</u></p>
<p>4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。<u>また、増員された理事の任期は、他の理事の残任期間と同一とする。</u></p>	<p><u>うち最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任することができない。</u></p> <p>4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p>
<p>5 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任する</p>	<p>5 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有</p>

新	旧
<p>まで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>(役員の報酬)</p> <p>第30条 会長及び監事に対し、総会において別に定める役員報酬規程に従い、報酬を支給することができる。</p> <p>2 会長及び監事以外の役員については無報酬とする。</p> <p>3 役員には費用を弁償することができる。</p> <p>4 前3項に関し、必要な事項は、会長が総会の決議を経て別に定める。</p> <p>第6章 理事会</p> <p>(招集)</p> <p>第34条 理事会は、会長が招集する。</p> <p>2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、<u>あらかじめ理事会の決議を経て定めた順序により</u>副会長が理事会を招集する。</p> <p>3 理事会を招集する者は、各理事及び各監事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。</p> <p>(議長)</p> <p>第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。</p> <p>2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、<u>あらかじめ理事会の決議を経て定めた順序により</u>副会長が議長を行う。</p> <p>(定足数)</p> <p>第36条 理事会は、<u>決議について特別の利害関係</u>を有する理事を除く理事の過半数の出席がなければ開会することができない。</p> <p>第7章 <u>資産及び会計</u></p> <p>(資産の構成) 削除</p> <p>(資産の管理) 削除</p>	<p>する。</p> <p>(役員の報酬)</p> <p>第30条 会長及び外部監事に対し、総会において別に定める役員報酬規程に従い、報酬を支給することができる。</p> <p>2 会長及び外部監事以外の役員については無報酬とする。</p> <p>3 役員には費用を弁償することができる。</p> <p>4 前3項に関し、必要な事項は、会長が総会の決議を経て別に定める。</p> <p>第6章 理事会</p> <p>(招集)</p> <p>第34条 理事会は、会長が招集する。</p> <p>2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。</p> <p>3 理事会を招集する者は、各理事及び各監事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。</p> <p>(議長)</p> <p>第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。</p> <p>2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が議長を行う。</p> <p>(定足数)</p> <p>第36条 理事会は、<u>理事の3分の2以上の出席</u>がなければ開会することができない。</p> <p>第7章 <u>資産、事業計画等</u></p> <p>(資産の構成)</p> <p>第41条 <u>本協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。</u></p> <p><u>(1) 設立当初の財産目録に記載された財産</u></p> <p><u>(2) 入会金</u></p> <p><u>(3) 会費</u></p>

新	旧
<p>(事業年度)</p> <p><u>第41条</u> 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p><u>第42条</u> 本協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、<u>毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。</u></p> <p>前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(事業報告及び収支決算)</p> <p><u>第43条</u> 本協会の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、会長が、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、<u>第3号、第4号及び第6号までの書類については承認を受けなければならない。</u></p> <p>(1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 正味財産増減計算書 (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書 (6) 財産目録</p> <p>2 前項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、</p>	<p>(4) <u>寄附金品</u> (5) <u>事業に伴う収入</u> (6) <u>資産から生ずる収入</u> (7) <u>その他の収入</u></p> <p><u>(資産の管理)</u></p> <p><u>第42条</u> 本協会の資産の管理は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第43条</u> 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p><u>第44条</u> 本協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、<u>毎事業年度ごとに会長が作成し、その年度開始の日の10日前までに理事会の承認を得なければならない。</u></p> <p>2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(事業報告及び収支決算)</p> <p><u>第45条</u> 本協会の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、会長が、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、<u>第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。</u></p> <p>(1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 正味財産増減計算書 (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書 (6) 財産目録</p> <p>2 前項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、</p>

新	旧
<p>定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p>	<p>定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p>
<p>(1) 監査報告</p>	<p>(1) 監査報告</p>
<p>(2) 理事及び監事の名簿</p>	<p>(2) 理事及び監事の名簿</p>
<p>(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類</p>	<p>(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類</p>
<p>(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p>	<p>(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p>
<p>(公益目的取得財産残額の算定)</p>	<p>(公益目的取得財産残額の算定)</p>
<p><u>第44条</u></p>	<p><u>第46条</u></p>
<p>第8章 定款の変更及び解散 (定款の変更)</p>	<p>第8章 定款の変更及び解散 (定款の変更)</p>
<p><u>第45条</u> (解散)</p>	<p><u>第47条</u> (解散)</p>
<p><u>第46条</u> (公益認定の取消し等に伴う贈与)</p>	<p><u>第48条</u> (公益認定の取消し等に伴う贈与)</p>
<p><u>第47条</u> (剰余金の処分制限)</p>	<p><u>第49条</u> (剰余金の処分制限)</p>
<p><u>第48条</u> (残余財産の帰属)</p>	<p><u>第50条</u> (残余財産の帰属)</p>
<p><u>第49条</u></p>	<p><u>第51条</u></p>
<p>第9章 情報公開及び個人商法の保護 (情報公開)</p>	<p>第9章 情報公開及び個人商法の保護 (情報公開)</p>
<p><u>第50条</u> (個人情報の保護)</p>	<p><u>第52条</u> (個人情報の保護)</p>
<p><u>第51条</u></p>	<p><u>第53条</u></p>
<p>第10章 公告の方法 (広告の方法)</p>	<p>第10章 公告の方法 (広告の方法)</p>
<p><u>第52条</u></p>	<p><u>第54条</u></p>
<p>第11章 事務局 (事務局)</p>	<p>第11章 事務局 (事務局)</p>
<p><u>第53条</u> 本協会の事務を処理するために、事務局をおく。</p>	<p><u>第55条</u> 本協会の事務を処理するために、事務局をおく。</p>
<p>2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。</p>	<p>2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。</p>
<p>3 事務局長その他の重要な職員は、理事会の同意を得て会長が任命する。</p>	<p>3 事務局長その他の職員は、理事会の同意を得て会長が任命する。</p>

新	旧
<p>4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。</p> <p>第12章 雑則 (委任) <u>第54条</u> 附 則</p> <p>3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、<u>第41条</u>の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p> <p><u>附 則 (令和4年6月23日改正)</u></p> <p><u>1 この定款の変更は、当該変更を決議した総会の日から施行する。</u></p>	<p>4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。</p> <p>第12章 雑則 (委任) <u>第56条</u> 附 則</p> <p>3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、<u>第43条</u>の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p>

第 三 号 議 案

補欠理事 1 名選任の件

公益社団法人川崎市看護協会 補欠理事候補者

◇理事 定数 15 現数 14 補欠数 1 任期：1年

氏名	勤務先	職種	役職名	日本・県看護協会 川崎市看護協会 役員歴
こんの あゆこ 昆野 亜友子	関東労災病院	看護師	看護副部長	